

ID: 1

担当部署: 総務部 財政課

処分の概要	目的外使用の許可		
例規名 根拠条項	真岡市庁舎管理規則 第5条第1項ただし書及び第2項		
例規番号	昭和63年規則第6号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第5条の規定による。 (目的外使用及び使用許可)</p> <p>第5条 庁舎は、これを目的外に使用してはならない。ただし、使用が庁舎の管理に支障がないと認められるもので、特に許可した場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書の規定により庁舎を使用して次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 物品の販売その他これに類する行為</p> <p>(2) 広告物等の掲示又は看板、立札類の設置</p> <p>(3) 宣伝その他これに類する行為</p> <p>(4) 集会、催し等のための構内使用</p> <p>(5) 仮設工作物の設置、その他庁舎等を一時的かつ特別に使用する行為</p> <p>(6) その他の目的外使用</p> <p>3 前項の許可を受けようとする者は、真岡市庁舎使用申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3

担当部署: 総務部 財政課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	真岡市庁舎会議室の使用に関する条例 第6条		
例規番号	令和2年条例第34号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第5条から第7条までの規定による。 (対象)</p> <p>第5条 会議室を使用できるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。  (1) 市内に住所を有する者又は市内に通勤若しくは通学をしている者  (2) 市内に事業所若しくは事務所を有する者又は法人その他の団体  (3) その他市長が必要と認めるもの  (使用許可)</p> <p>第6条 会議室を使用しようとするものは、市長の許可を得なければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。  2 市長は、会議室の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。  (使用の制限)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室の使用を許可しない。  (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。  (2) 会議室を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。  (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものであると認められるとき。  (4) 営利を目的とする民間企業等が、その営利を目的とした販売等のために会議室を使用するとき。  (5) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は選挙に関し特定の候補者を支持しようとするとき。  (6) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支持しようとするとき。  (7) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき、又は市長が適当でないとき。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 6

担当部署: 総務部 財政課

処分の概要	使用料の免除		
例規名 根拠条項	真岡市庁舎会議室の使用に関する条例 第10条		
例規番号	令和2年条例第34号		
<p><b>【基準】</b>  第10条の規定による。  (使用料の免除)  第10条 市長は、市と協働による活動を行う団体が市との協働事業に使用し、又は市長が公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を免除することができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 7

担当部署: 総務部 財政課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	真岡市庁舎会議室の使用に関する条例 第11条ただし書		
例規番号	令和2年条例第34号		
【基準】	第11条の規定による。 (使用料の還付) 第11条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 17

担当部署: 総務部 財政課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	真岡市行政財産使用料条例 第5条		
例規番号	平成6年条例第4号		
<p><b>【基準】</b>  第5条の規定による。  (使用料等の減免)  第5条 土地又は建物の使用目的が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料等の全部又は一部を減免することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に使用するとき。</li> <li>(2) 公共的団体又は公益団体及びこれらに類する団体がその事務又は事業のために使用する時。</li> <li>(3) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用するとき。</li> <li>(4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めるとき。</li> </ol>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日